

これからの季節は、空気が乾燥して火災の発生しやすい気候となります。

また、寒くなると暖房などの火気を取り扱う機会が増えます。

火災はちょっとした不注意から発生しますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し使い方をマスターする。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

お問い合わせは
消防本部予防課 ☎43-4151

「消したかな」

あなたを守る
合言葉

秋の火災予防運動
11月7日(日)～13日(土)

設置後のお手入れが
大事です



年に1度はお掃除が必要です

住宅用火災警報器にほこりなどが付くと、火災を感じにくくなります。1年に1回は乾いた布で汚れを拭き取りましょう。

定期的に作動点検をしましょう

住宅用火災警報器本体から下がっているひもを引くあるいはボタンを押すなどして、少なくとも1年に1回は作動点検をしましょう。

こんなときは必ず作動試験をしてください

- ①初めて取り付けるとき
- ②電池を交換したとき
- ③掃除をしたとき
- ④取り付け場所を変更したとき
- ⑤故障や電池切れが疑われるとき
- ⑥3日以上留守にしたとき

電池交換をお忘れなく！

住宅用火災警報器は電池が切れそうになると、音や光で教えてくれる機能があります。切れそうになったときは、忘れずに電池交換をしましょう。

※電池寿命は、メーカー、機種によって異なります。
詳しくは取扱説明書を確認してください。

普及のために消防団員や 消防職員が訪問します

消防本部・消防団では住宅用火災警報器設置済みシール住宅用火災警報器の普及活動を行っています。

皆さんのお宅に訪問した際は、ご協力をお願いします。

また、設置済みの住宅にはシールを無料で配布しています。既に設置しているかたや新たに購入したときは、お近くの配布場所で受け取ってください。

配布場所

消防本部予防課予防係、北分署、比内分署、田代分署
※住宅用火災警報器販売業者、取扱業者でも配布しています。

